

インターンシップ受入・学生等向け魅力発信活動を支援します

インターンシップ受入事業者の情報募集！市ホームページで公開中！

補助金の対象事業者

市内に本店、支店、店舗等の事業所を有する事業者。ただし、次に掲げる事業者は除きます。

- 国及び地方公共団体
- 市から団体運営のための補助金の交付を受けている団体
- 障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業を行う事業者



対象事業・補助額など

事業／対象者	補助額・補助率	補助限度額等
①インターンシップ事業 ※以下のいずれかの場所で実施したものに限り。 ・市内事業所 ・国外事業所 (市内に本店を有する事業者が長野県内の大学に在籍する学生を受入れた場合のみ)	(1) 大学、高等専門学校、短期大学及び専修学校に在籍する学生 (上限5日) 1人当たり1万円/日 (公立諏訪東京理科大学は1.5万円/日)	・1事業者につき年10万円((1)~(3)合算)を限度
	(2) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する学生 1人当たり6千円/日 (上限3日)	
	(3) 障害者 1人当たり6千円/日 (上限3日)	
②学生等向け魅力発信活動事業 ※魅力発信活動を実施する事業者、事業者グループ ^{※1} (説明会、会社見学ツアー、大学訪問等の開催・出展)	魅力発信活動に要する以下の対象経費の1/2以内 ^{※2} (主として公立諏訪東京理科大学の学生を対象とし、参加の実績が認められるものは10/10以内) ※2 グループに市内事業者以外の者が含まれる場合は、当該事業者に係るものを按分して除く。 (1)会場等使用料・出展小間料、会場等内・出展小間内装飾経費、郵便・宅配経費、資料作成経費 (2)その他事業者の魅力を直接学生等に伝える行為に係る直接経費で市長が必要と認める経費 (公共交通機関使用料等)	・1市内事業者につき1.5万円、年度につき2回限度 ・1事業者グループ ^{※1} につき5万円、同一構成の事業者グループは、年度につき1回限度

※1 事業者グループ：3者以上の市内事業者で構成されるグループ。実質的に同一の経営とみなされる事業者は1者とみなす。

補助金の申請方法

①インターンシップ事業 **インターンシップ終了後30日以内**に、申請書類を提出してください。

②学生等向け魅力発信活動事業 **実施される2週間前まで**に、申請書類を提出してください。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

市ホームページでのインターンシップ受入PR申請方法

インターンシップ受入の情報を市ホームページでPRいたします。裏面「情報提供票」に必要事項を記載し、以下の担当宛てに電子メール、またはファックスで送信してください。

交付要綱、様式ファイルのダウンロード、申請書の書き方、添付書類などの詳細は、茅野市ホームページをご覧ください。

補助金交付申請、受入情報のPRに関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】産業経済部 商工課 商業労政係

Tel : 72-2101 (内線 434) Fax : 72-4255 Email : shoko@city.chino.lg.jp



インターンシップ受入可能事業所情報提供票

インターンシップを受け入れにあたり、弊社の情報を提供します。

事業所名					
所在地					
ホームページ アドレス				創業年月	
従業員数		業種		職種	
事業内容					

インターンシップ 実習生受入区分 (該当する箇所に可否を記入)	大学生 (院生含)	短大生	高専生	専門学校生	高校生	障がい者
インターンシップ 実施内容	大学生等					
	高校生					
	障がい者					
インターンシップ 受入可能時期 (該当する箇所に可否を記入)	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	その他	
インターンシップ 受入可能期間 (該当する箇所に可否を記入)	1～2日	3～5日	1週間以上	2週間以上	学校等の 長期休業時	その他
実施場所所在地						
宿泊施設(寮など)						
アクセス方法 (該当する箇所に可否を記入)	自動車利用	社内駐車場 利用	駅からの送迎	その他	インターンシップ期間中の 災害補償等	
PRポイント						
お問い合わせ	住所					
	E-mail				TEL	
	担当者名				FAX	

上記情報の茅野市ホームページへの掲載について

(可、否を記入)